

進歩性の判断に関する裁判例 「洗浄剤組成物」事件

H25. 2. 27 判決 知財高裁 平成 24 年（行ケ）第 10221 号

無効不成立審決取消請求事件：請求認容（審決取消）

概要

本件発明と引用発明との各構成成分が一致する場合に、本件発明の「主成分」の記載は引用発明の「不純物」の記載から容易であるとして、進歩性が否定された事例。

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

A) アスパラギン酸二酢酸塩類及び／またはグルタミン酸二酢酸塩類、B) グリコール酸塩、及び C) 陰イオン界面活性剤及び／又は非イオン界面活性剤を主成分とし、C) 陰イオン界面活性剤及び／又は非イオン界面活性剤 1 重量部に対してアスパラギン酸二酢酸塩類及び／またはグルタミン酸二酢酸塩類が 0.01～1 重量部、かつアスパラギン酸二酢酸塩類及び／またはグルタミン酸二酢酸塩類 1 重量部に対してグリコール酸塩が 0.01～0.5 重量部含有され、pH が 10～13 であることを特徴とする洗浄剤組成物。

【無効審決の理由】（筆者にて適宜要約。）

本件発明 1 について、引用発明 1 との相違点に到るのは容易ではなく、格別な効果も認められるとして、無効審判請求を不成立とした（主な相違点を下記に示す）。

（相違点 1）本件発明 1 は、洗浄剤組成物の成分「A）」ないし「C）」を「主成分とし」たものであることを規定するのに対し、引用発明 1 は、洗浄剤混合物の上記成分に相当する成分についてこれを主成分とは規定していない点。

（相違点 2）本件発明 1 は、洗浄剤組成物の「pH が 10～13」であることを規定するのに対し、引用発明 1 は、洗浄剤混合物の pH を規定していない点。

【争点】

- 1) 相違点 1 の容易想到性
- 2) 相違点 2 の容易想到性

【裁判所の判断】（筆者にて適宜要約、下線。）

（3）相違点 1 の容易想到性について

ア 相違点 1 の具体的な内容

本件発明 1 及び引用発明 1 は、いずれも、生分解性に優れた洗浄剤（金属イオン封鎖剤）の開発

を解決課題の一つとする、組成物の発明である。本件発明 1 の洗浄剤組成物はグリコール酸塩を含有しており、引用発明 1 の洗浄剤混合物に含まれる金属イオン封鎖剤組成物も、グリコール酸塩の 1 種であるグリコール酸ナトリウムを含有している。

他方、グリコール酸塩が含有される意義については、本件発明 1 の洗浄剤組成物では、アスパラギン酸二酢酸塩類及び／又はグルタミン酸二酢酸塩類、陰イオン界面活性剤及び／又は非イオン界面活性剤と共に、主成分である 3 成分の一つであるのに対し、引用発明 1 における金属イオン封鎖剤組成物では、グリコール酸ナトリウムは、グルタミン酸二酢酸を得る際に、二次的反応によって生成される不純物であって、金属イオン封鎖剤の効果を奏する上では不要な成分であるとされている点において相違する。なお、甲 1 文献の前記記載によると、グリコール酸ナトリウムは不純物ではあるが、これを取り除くことなく、反応生成物（グリコール酸ナトリウム）を含有する溶液をそのまま金属イオン封鎖剤組成物として使用することが可能である。

・・・(略)・・・

ウ 相違点 1 の容易想到性の有無について――小括

（ア）以上を総合して判断する。

引用発明 1 の洗浄剤混合物は、グルタミン酸二酢酸塩類、グリコール酸塩、陰イオン界面活性剤及び非イオン界面活性剤を含んでおり、本件発明 1 の洗浄剤組成物と組成において一致し、かつ、各分量は、本件発明 1 において規定された範囲内である。

このように、引用発明 1 の洗浄剤混合物は、本件発明 1 の規定する 3 つの成分をいずれも含み、かつ、その分量も本件発明 1 の規定する範囲内であることに照らすと、単に、グリコール酸ナトリウムが主成分の一つであると規定したことをもって、容易想到でなかったということとはできない。

この点、被告は、甲 1 文献では、グリコール酸ナトリウムは、洗浄剤の有効成分と認識されず、

精製して除去されるべき不純物として記載されているのであるから、本件発明1の相違点1に係る構成は、容易想到ではないと主張する。

確かに、仮に、本件発明1の洗浄剤組成物が引用発明1と対比して異なる成分から構成されるような場合であれば、両発明に共通する成分である「グリコール酸ナトリウム」が、単なる不純物にすぎないか否かは、発明の課題解決の上で、重要な技術的な意義を有し、容易想到性の判断に影響を与える余地があるといえる。しかし、本件においては、前記のとおり、本件発明1と引用発明1とは、その要素たる3成分が全く共通するものであるから、「グリコール酸ナトリウム」が単なる不純物ではないとの知見が、直ちに進歩性を基礎づける根拠となるものではないといえる。

(4) 相違点2の容易想到性の判断の誤りについて

前記のとおり、本件明細書の表1ないし表5によると、アスパラギン酸二酢酸塩類及び／又はグルタミン酸二酢酸塩類、陰イオン界面活性剤及び／又は非イオン界面活性剤にグリコール酸塩を加えることにより、pH11において、洗浄能力が高まることが認められ、表1によると、上記3成分を含む洗浄剤組成物は、pH10～13において、従来品であるEDTA4ソーダと同程度の洗浄効果を奏することが認められる。

しかし、前記のとおり、引用発明1の洗浄剤混合物は本件発明1の洗浄剤組成物と、グリコール酸塩を含む上記3成分を含有する点で一致する。また、甲1文献の実施例5自体にはpH値は明らかにされていないが、実施例5の処方4及び5を追試した本件実験報告書の結果によると、実施例5の処方4及び5の洗浄剤混合物は、pHが10.2～10.3又はこれらに近い数値である場合があり得ると認めることができる。

以上によると、引用発明1の洗浄剤混合物は、本件発明1の洗浄剤組成物と成分を同じくし、さらに、引用発明1には、pH値が本件発明1で規定する10～13の範囲内か、少なくともこれに近い数値が開示されているから、同開示を前提とすれば、引用発明1は本件発明1と同等か、少なくともこれに近い効果を奏する。したがって、本件特許出願前に公知であった引用発明1に比べ、本件発明1に格別の効果があるということとはできない。

・・・(略)・・・

以上のとおり、原告主張の取消事由には理由があり、審決には、結論に影響を及ぼす誤りがある。

よって、その余の点を判断するまでもなく、審決は、違法であるとして取り消すべきであるから、主文のとおり判決する。

【検討】

本判決は、本件発明1と引用発明1とは、構成成分が全て共通するものであるから、「単に、グリコール酸ナトリウムが主成分の一つであると規定したことをもって、容易想到でなかった」ということはできない。と判示している。

一方で、本判決では「仮に、本件発明1の洗浄剤組成物が引用発明1と対比して異なる成分から構成されるような場合であれば、両発明に共通する成分である「グリコール酸ナトリウム」が、単なる不純物にすぎないか否かは、発明の課題解決の上で、重要な技術的な意義を有し、容易想到性の判断に影響を与える余地があるといえる。」と判示している。この内容について、本判決に関連する洗浄剤組成物事件〔平成24年（行ケ）10177号〕において、本件発明と引用発明との構成成分の一部が相違する場合には、「グリコール酸ナトリウムは、・・・(略)・・・不純物であると認識されていたことに対して、本件発明1では、逆に、グリコール酸ナトリウムを組み合わせることが、洗浄効果を上げるに当たって有益である旨を確認して、必須の構成としたものであり、その点は、本件発明1の進歩性を認める上で、参酌されるべき一つの要素となり得るといえる。」と判示している。

つまり、構成成分の一部が異なれば、ある成分を主成分として捉えるか、不純物（不要な成分）として捉えるかにより、相違点の容易想到性の判断に影響を与え得ることが示されている。

《実務上の指針》

構成成分の一部の成分が主成分であるか、不純物（不要な成分）であるかは、進歩性判断における動機づけにも密接に関連する。本件発明と引用発明との構成成分の全てが一致していなければ、仮に、引用発明に、ある成分が不純物であるという開示や示唆があつたとしても、これを主成分として配合することに、引用発明からは少なくとも動機づけが生じないといえることができる。加えて、これにより本発明において所望の効果があれば、引用発明からは予測できない有利な効果といえるため、この場合、進歩性が否定されにくい（進歩性が認められやすい）であろう。

以上